



平成24年5月8日

各 位

会 社 名	株式会社パスコ
代表者名	代表取締役社長 杉本 陽一 (コード: 9232 東証第1部)
問合せ先	基幹業務部長 川久保 雄介 (TEL 03-5722-7600)
親 会 社	セコム株式会社(コード:9735)

第三者委員会による調査報告書(中間報告)の公表について

平成24年4月25日付「第三者委員会設置のお知らせ」で公表いたしましたとおり、当社では平成23年10月に支払ったソフトウェア関連費用を資産計上したことに係る当社の会計処理について、専門的及び客観的な見地からの調査分析、採るべき会計処理の検討及び再発防止策立案等を目的とした外部調査委員会(以下「第三者委員会」といいます)を設置して本件の調査を進めてまいりました。今般、第三者委員会より調査報告書(中間報告)を受領いたしましたので、別紙にてお知らせいたします。

当社では、本中間報告の内容を受け、最終報告に先駆けて株主および取引先の皆様をはじめ関係者の皆様に早期に数値面での影響額をお知らせするため、平成24年5月9日付で「平成24年3月期決算短信」を公表するとともに、「平成24年3月期 第2四半期決算短信の一部訂正に関するお知らせ」、「平成24年3月期 第3四半期決算短信の一部訂正に関するお知らせ」を公表する予定であります。また、本日付で「特別損失の計上及び業績予想の修正に関するお知らせ」を公表いたしました。

さらに、過年度の連結財務諸表及び個別財務諸表における偶発債務の注記について、重要性の観点を勘案しながら、その必要性を検討いたします。

なお、四半期報告書の訂正報告書につきましては、平成24年5月下旬頃に受領予定の最終報告書の内容を精査確認したうえで速やかに提出する所存であります。

株主および取引先の皆様をはじめとする関係者の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をおかけいたしますことを心より深くお詫び申し上げます。

以 上

平成 24 年 5 月 8 日

株式会社パスコ 御中

調査報告書(中間報告)

株式会社パスコ 第三者委員会
委員長 弁護士 伊藤 鉄男
委員 弁護士 渋谷 卓司
委員 公認会計士 南方 美千雄

第1 当委員会の概要

1 当委員会設置の経緯及び当委員会の目的

(1) 当委員会設置に至る経緯

株式会社パスコ(以下「パスコ」という。)の親会社であるセコム株式会社(以下「セコム」という。)法務部は、2012年(平成24年)4月7日ころ、「株式会社パスコの不正会計を正す会」を名乗る者から、パスコが不正会計を行っている旨が記載された同月5日付け文書(以下「本件文書」という。)を受領した。

本件文書には、パスコが、取引先のソフトウェアを過去に不正利用したことにつき、当該取引先との交渉に基づき10億円の損害賠償金を支払ったにもかかわらず、当該10億円の支払を不正に会計処理し、第64期第3四半期報告書において開示しなかったこと等が記載されていた。

本件文書で指摘された会計処理(以下「本件会計処理」という。)についての事実調査等を行うため、セコムを主体とする特別調査委員会(以下「特別調査委員会」という。)が設置され、2012年(平成24年)4月13日以降、特別調査委員会がパスコの調査を進めた。パスコは、特別調査委員会による調査に加え、専門的・客観的な見地から、調査分析、採るべき会計処理の検討及び再発防止策の立案等が行われることが必要であると判断し、同月25日、「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」に沿って、パスコと利害関係のない、弁護士及び公認会計士から構成される当委員会を設置し、同日これを公表した。

(2) 当委員会の目的

当委員会は、①本件会計処理に関する事実関係、発生原因及び問題点の調査分析を行うとともに、会計処理の適正性・妥当性について検討を行うこと、②①を踏まえ、パスコが採るべき会計処理について検討を行うこと、③①を踏まえ、再発防止策の提言を行うことを目的としている。

(3) 中間報告の趣旨

本報告書は、主に、本件会計処理に関する事実関係、本件会計処理の適正性・妥当性及びこれを踏まえたパスコが採るべき会計処理について、本日時点までに調査・検討した結果を内容とする中間報告である。当委員会は、本日時点までの調査の結果、本件会計処理につき修正の必要があること及び修正を要する範囲が明らかになったと認めたことから、その内容に照らし、速やかにその結果を報告するのが相当と認め、

中間報告をすることとしたものである。

本件会計処理の発生原因及び問題点の調査分析並びにこれを踏まえた再発防止策の提言については、本中間報告の内容を基に、今後更に調査分析・検討を進めた上、最終報告を行うことを予定している。

2 当委員会の構成

当委員会の委員は次のとおりである。

委員長	伊藤鉄男	弁護士(元最高検察庁次長検事・西村あさひ法律事務所)
委員	渋谷卓司	弁護士(西村あさひ法律事務所)
委員	南方美千雄	公認会計士(清和監査法人)

3 当委員会による調査方法及び調査内容

(1) 調査方法

当委員会は、上記 1(2)の目的を達成するために必要な調査として、特別調査委員会による調査結果を精査するとともに、関係資料の精査並びにパスコの役員及び従業員等の関係者に対するヒアリング等を行った。

(2) 調査内容

7 関係資料の精査

当委員会は、パスコ及び関係者から当委員会に対して任意に開示された関係資料の精査を行った。

具体的には、パスコの社内規程、パスコにおけるソフトウェアの利用・管理に関する資料、本件会計処理の前提となる相手方との交渉経緯に関する資料、本件会計処理についての経理関係書類及び会計関係書類等を含む関係資料の精査を行った。

4 パスコの役員及び従業員等の関係者に対するヒアリング

当委員会は、本件会計処理に関する事情をよく知ると思われる、代表取締役社長、取締役経営管理部長、法務部長、監査役及び監査法人等の関係者合計 12 名に対し、ヒアリングを行った。

第2 当委員会の調査により判明した事実

1 パスコの事業内容の概要及び関連するソフトウェア

パスコは、1953年(昭和28年)に航空測量会社として創業した、航空機等を使用した地理情報の取得・解析・加工・販売、環境影響評価に係る諸調査の受託・コンサルティング及びコンピュータ情報処理サービス・情報処理データ・ソフトウェア・情報処理機器の開発・販売等を業とする会社である。パスコは、これらの業務を国内外に広く展開している。

パスコ及びパスコの関係会社が行う業務のうち、航空機等を使用して取得した地理情報を解析し、地図等に加工する業務(以下「生産業務」という。)にはパーソナルコンピュータ(PC)及び専用のソフトウェアが用いられていた。

2 本件会計処理に至る事実関係

(1) 相手方からの通告書の受領及び社内調査の実施

パスコは、2010年(平成22年)11月19日、パスコが生産業務に用いるソフトウェアの購入先の一つである外国法人(以下「相手方」という。)から、「パスコが相手方管理に係るソフトウェア(以下「相手方ソフトウェア」という。)を不正利用しているとの情報を得たので調査の上報告するよう求める」旨の通告書を受領した。その後、パスコは、同月24日から2011年(平成23年)1月17日にかけて、相手方から、パスコの国内事業所及び国内子会社を対象とする社内調査を実施し結果を報告するよう順次要請を受けた。

パスコは、かかる相手方からの要請に従い、2010年(平成22年)11月22日以降、2011年(平成23年)2月4日ころまでの間、国内事業所及び国内子会社を対象とする社内調査を順次実施し、その調査結果を随時相手方に報告した。なお、社内調査に際し、社長は、各部門の責任者に対し、非正規のソフトウェアの使用を一切禁止すること等を指示した。

パスコは、社内調査の結果、2010年(平成22年)12月上旬ころから2011年(平成23年)2月4日ころまでの間、順次、国内事業所及び国内子会社における相手方ソフトウェアの利用実態を把握し、相手方ソフトウェアの利用事例の中には、非正規品を購入・インストールしている事例や評価版のソフトウェア(一定期間の試用のみが認められているもの)を認められた条件(期間)に反し使用する事例等、不正利用と評価され得る事例も含まれていたことを確認した。

(2) 社内調査の結果を踏まえた相手方との交渉

7 事実経緯

パスコは、相手方に、2011年(平成23年)2月4日付け「回答書」を送付し、相手方ソフトウェアの利用実態についての社内調査結果(パスコが正規利用と判断したものも含め、国内事業所及び国内子会社における相手方ソフトウェアの利用状況についての情報全て)を報告した。

これに対し、相手方は、パスコに、同年4月19日付けで電子ファイルを送付し、上記パスコ報告における相手方ソフトウェアの各利用が正規なものか非正規なものかに関するパスコ側判定内容に対する相手方検討結果を伝えてきたことから、パスコは、相手方に、同年6月8日付け「回答書」を送付し、上記相手方検討結果に対する反論を伝えた。

その後、相手方は、パスコに、同年8月5日付け通知書を送付し、上記パスコ反論に対する相手方の再度の検討結果を伝えるとともに、和解契約のための合意書案(以下「相手方合意書案」という。)を提示した。これに対し、パスコは、相手方に、同年9月2日付け「回答書」を送付し、上記相手方再度の検討結果に対する再反論を行うとともに、相手方合意書案に対するパスコからの修正案を伝えた。

同年10月3日、パスコ及び相手方の代理人間で合意書の内容についての協議が行われ、かかる協議を経て、パスコ及び相手方の間で後に締結された合意書(以下「本件合意書」という。)の内容が合意された。

具体的な交渉及び合意の内容は、次項のとおりである。

4 交渉及び合意の内容

パスコは、2011年(平成23年)2月4日ころから同年10月3日ころまでの交渉過程において、相手方との間で、双方の代理人を通じ、主として、①相手方ソフトウェアのうち、パスコが非正規利用したとされる件数及び支払金額、並びに②本件解決のための処理方法の2点について交渉を行った。

非正規利用件数及び支払金額については、2011年(平成23年)4月19日、相手方が、パスコ側判定内容に対する検討結果において、パスコが正規利用と判断したもののうち相当数を非正規利用と判定して以来、パスコと相手方の間には非正規利用件数の捉え方に大きな隔たりがあり、その後のやり取りを経ても、この点に関する両者の見解は一致しなかった。

しかし、パスコは、相手方ソフトウェアの非正規利用事例が存在したこと自体については2010年(平成22年)12月上旬ころから把握していたため、そのころから、相手

方に対して一定の金銭を支払うことにより、問題を解決する必要があると考えていた¹。そこで、パスコは、最終的には、相手方の要求に従い7億9930万円を相手方に支払うこととした。この7億9930万円は、2011年(平成23年)10月3日時点において、相手方が非正規利用と考える件数を前提に算出されたソフトウェアの正規品標準小売価格をベースにし、これに弁護士費用等を加算するために一定の比率を乗じることにより、算出された金額であった。

パスコは、上記問題の解決方法について、2010年(平成22年)12月上旬ころ、社長、経営管理部長及び法務部長等の協議により、相手方に対し損害賠償金を支払い、特別損失を計上する場合には、パスコにおけるソフトウェア管理に不備があったこと等が社外に明らかになることで、取引先からの受注に悪影響が生じるおそれがあるとの懸念から、ソフトウェアの購入として処理することができれば、これを資産計上することにより、特別損失の計上を回避することができると考え、損害賠償金の支払という方式ではなく、ソフトウェア購入に対する代金の支払という方式による解決を望み、これを相手方との交渉の方針とした。

パスコは、相手方との交渉において、損害賠償金の支払ではなく、ソフトウェアの購入として金銭を支払うことにより解決したいとの意向を複数回にわたり伝えたが、相手方からは、そのような方法での解決は難しいとの回答がなされ、結局、双方の妥協の結果、次のような合意書の内容で合意に至った。

本件合意書においては、パスコが相手方ソフトウェアを許可無く複製したことを認める旨の条項が規定される一方で、金銭の支払については、「当該ソフトウェアの代価(price)の支払として支払う」旨の文言を用いて、パスコが相手方に対し、7億9930万円を支払うことが規定された。また、当該ソフトウェアについては、2012年(平成24年)4月30日までに消去しなければならないことが規定された。

ウ ネットワークライセンスの整備に係る相手方日本法人等との契約

ところで、パスコ社内においては、相手方との間に本件の紛争が生じる以前から、各事業部及び各子会社で生産業務に用いる相手方ソフトウェアにつき、仕様を統一・標準化する必要があると考えられていたところ、2011年(平成23年)10月ころには、パスコと相手方の日本法人やその販売代理店との間で、相手方ソフトウェアを統一的・標準的に使用するためのネットワークライセンス²を取得等するための契約を締結

¹ パスコは、2010年(平成22年)12月7日、相手方との交渉を依頼した代理人から、この種事案の一般的な支払金額は、製品代金相当額にその1、2割相当額を上乗せした金額くらいである旨聞かされた。

² 各PC毎ではなく、ネットワークに接続した一定数のPCがソフトウェアを使用することを可能にするために必要なライセンスをいう。

することが予定されており、かかる契約に基づく支出が予定されていた。

(3) 本件合意書の締結に係る取締役会

2011年(平成23年)10月11日、パスコの取締役会において、生産改革本部長³が、生産基盤を整備するために必要な費用として9億8000万円の投資が必要であり、当該投資により、その償却期間である5年間で15億円の利益改善が見込まれることを説明し、取締役会は当該9億8000万円の支出について承認を行った。9億8000万円との金額は、上記7億9930万円と上記(2)ウのネットワークライセンスの取得等に必要な費用の両者を含むものであったが、同月11日の取締役会の場では、生産改革本部長らが、このような金額の内訳(9億8000万のうち7億9930万円はソフトウェアの非正規利用に係る相手方との問題を解決するために支払うものであること)、本件合意書の存在・内容(合意書において支払の対象とされたソフトウェアは2012年(平成24年)4月30日までに消去を要すること等)、相手方との交渉経緯・内容を明確に説明することはなく、取締役会資料にもそれらの記載はなかった。

上記取締役会終了後、社長の署名押印により、2011年(平成23年)10月12日付けで本件合意書が締結された。

なお、上記取締役会に先立つ同月3日、生産改革本部長は、社長及び経営管理部長に対し、同月11日の取締役会における上程案件の説明を行っており、その際、生産改革本部長は、本件合意書に基づく7億9930万円の支払(以下「本件支払」という。)につき製品の対価として支払を行うこと、それを前提に正規利用分も含めてバージョンアップすることから、全体として生産基盤を整備するために必要な費用ということで、無形固定資産として5年間で償却したい旨説明しており、社長、経営管理部長からは特段の異論は出なかった。

(4) 本件合意書に基づく支払決裁及び会計処理

7 支払決裁

本件合意書の締結を受け、本件支払についての社内決裁が進められた。上記のとおり、本件支払については、生産基盤整備のための費用であることを前提に社内手続が進められ、2011年(平成23年)10月13日に生産改革本部の担当者が決裁関係書類を作成し、同部において生産改革本部長等が承認した後、経営管理部においても経営管理部副部長等が承認し、同日、本件支払についての社内決裁が完了した。なお、上記

³ 生産改革本部は、パスコにおいて、技術部門、グループ子会社の生産性向上に関する企画立案等を担当する部署であった。

決裁関係書類には、社内手続上、相手方発行の請求書が必要とされていたところ、経営管理部副部長が相手方名義の請求書のドラフトを作成し、相手方代理人に提示して押印を求めたが、相手方代理人から押印を拒絶されたことから、請求書のドラフトが、そのまま相手方発行の請求書に代えて用いられた。

本件支払に係る会計処理については、仕訳伝票の作成に当たり、経営管理部副部長から同部担当者に対し、無形固定資産とし、償却期間を5年間とするよう指示が行われた。なお、このような会計処理を行うことについては、2011年(平成23年)10月11日の取締役会より前の段階で、経営管理部長から経営管理部副部長に対して指示が行われていた。

上記指示に従って会計処理が行われ、2012年(平成24年)3月期第3四半期連結財務諸表が作成された。当該四半期連結財務諸表においては、本件合意書に基づき、無形固定資産が計上され、特別損失は計上されなかった。

イ 監査法人への報告状況

2012年(平成24年)3月期第3四半期連結財務諸表の監査法人によるレビュー期間中の2012年(平成24年)1月ころ、パスコから、本件支払の関係書類として、2011年(平成23年)10月11日の取締役会に係る資料等が監査法人に提出されたが、その際、本件合意書は提出されなかった。また、監査法人からのヒアリング等において、パスコの担当者は、本件支払は生産基盤を整備するための投資であるとの説明を行っており、相手方との交渉経緯及び係争事件の事実についての説明は一切行われなかった。

第3 本件会計処理について

1 本件会計処理の適否

(1) 本件会計処理に関する前提

上記第2・2(3)記載のとおり、パスコは、本件支払について相手方との間で本件合意書を締結したのみであり、売買契約書等の契約締結は行っていない。パスコは、本件支払をソフトウェアとして資産計上しているが、当該資産計上は本件合意書を根拠として行われたものである。

(2) 資産性の有無

パスコは、2012年(平成24年)3月期第3四半期において、以下のとおり、本件支

払に係る 7 億 9930 万円をソフトウェアとして無形固定資産計上している。

かかる会計処理の理由は、第 2・2(2)イのとおり、パスコとしては、相手方に対し損害賠償金を支払い、特別損失を計上する場合には、パスコにおけるソフトウェア管理に不備があったこと等が社外に明らかになることで、取引先からの受注に悪影響が生じるおそれがあるとの懸念から、ソフトウェアの購入として処理し、これを資産計上することにより、特別損失の計上を回避したいと考えたからである。

【パスコの 2012 年(平成 24 年)3 月期第 3 四半期における本件に関する仕訳】

(単位：百万円)

借 方		貸 方	
科目	金額	科目	金額
ソフトウェア	799	未払金	719
		預り源泉所得税	79
ソフトウェア償却費	39	ソフトウェア	39

※ 単位未満切り捨て(以下、同様)

※ 預り源泉所得税は相手方へのロイヤルティ名目支払であるため発生

この点、当委員会は、本件支払は過去のパスコによる相手方ソフトウェアの不正利用に関する損害賠償を内容とする和解金の支払と認められ、本件支払に係る 7 億 9930 万円については、資産性は無いものとして、パスコが行った会計処理は修正が必要と考える。

すなわち、本件合意書には、金銭の支払については、「当該ソフトウェアの代価(price)の支払として支払う」旨の文言が用いられているが、その実質的内容は、パスコが相手方ソフトウェアを許可無く複製したことを認める旨の条項が規定されていることから明らかなとおり、過年度における相手方ソフトウェアの不正利用に対する清算という意味合いが強く、将来の収益獲得ないし費用削減効果が確実であるとは認められず、ソフトウェアとしての資産性はないと言うべきである⁴。

また、上記第 2・2(3)のとおり、2011 年(平成 23 年)10 月 3 日、生産改革本部長から社長及び経営管理部長に対し、本件支払とは別に相手方に対して行われたネットワークライセンスの取得等(新規取得ライセンス 37 本、その他既存ライセンスのアップグレードなど)に関する支払(2011 年(平成 23 年)12 月 20 日支払額約 1 億 3600 万円、2012 年(平成 24 年)1 月 20 日支払額約 200 万円、同年 2 月 20 日支払額約 1500 万円、支払総額約 1 億 5300 万円)と本件支払とを併せて、全体として生産基盤整備のためのコストである旨説明がされている。しかし、本件合意書締結までの経緯及びその

⁴ 企業会計審議会「研究開発費等に係る会計基準」第 3 項、会計制度委員会報告第 12 号「研究開発費及びソフトウェアの会計処理に関する実務指針」第 11 項

実質的内容から、本件支払とネットワークライセンスの取得等に関する支払は全く別のもので捉えるのが妥当であると考えられる。この点からも、本件支払が生産基盤整備のために必要なコストとは考え難く、資産性の根拠は乏しいと考えられる。

なお、パスコは、ネットワークライセンスの取得等に関する支払についても、ソフトウェアとして無形固定資産計上している。当委員会は、当該ネットワークライセンスの取得等に関する支払に関しては、当初より予定されていた生産基盤整備のためのコストであり、将来の収益獲得ないし費用削減効果が確実なものと認められことから、当該会計処理は妥当なものと判断する。

(3) 採るべき会計処理

上記(2)のとおり、当委員会は、本件支払はパスコの相手方ソフトウェアの不正利用が原因となって生じたものであり、本件合意書締結までの経緯及びその実質的内容からは損害賠償を内容とする和解金の支払と判断した。

したがって、本件に関する支払額の会計処理としては、和解金(損害賠償金)として特別損失計上するのが妥当であると判断する。

その計上時期については、本件合意書が締結されたのが2011年(平成23年)10月12日付けであることから、パスコの2012年(平成24年)3月期第2四半期において、修正後発事象として四半期連結財務諸表に取り込む必要があると考えられる(第2四半期報告書提出日は2011年(平成23年)11月14日である。)⁵。

この場合、2012年(平成24年)3月期第3四半期連結損益計算書において、本件に関するソフトウェア償却費が計上されているため、当該ソフトウェア償却費についても修正が必要となる。

具体的な修正仕訳は次のとおりである。

【本件に関する修正仕訳】

2012年(平成24年)3月期第2四半期

(単位：百万円)

借 方		貸 方	
科目	金額	科目	金額
和解金	799	和解引当金	799

※ 正確な勘定科目名は、適宜実務に応じて変更される可能性がある(以下、同様)

⁵ 監査・保証実務委員会報告第76号「後発事象に関する監査上の取扱い」

2012年(平成24年)3月期第3四半期

(単位：百万円)

借 方		貸 方	
科目	金額	科目	金額
和解引当金	799	ソフトウェア	799
ソフトウェア	39	ソフトウェア償却費	39

※ 原価計算への影響分については省略

なお、本件合意書締結までの経緯をみると、パスコは2010年(平成22年)11月19日に相手方代理人より通告書を受領した後、同年12月7日の時点でパスコ代理人より損害賠償の目安となる金額は製品代金(ライセンス購入)プラスアルファであろう旨の説明を受けており、パスコとしても、相手方ソフトウェアの非正規利用事例が少なくとも一部に存在したことを同年12月上旬ころには把握していた。この点からすれば、パスコにおいては、過去の連結財務諸表における偶発債務の注記⁶の必要性を重要性の観点から勘案しながら検討する必要がある。

2 監査法人による監査手続及びレビュー手続

(1) 本件に関するパスコの監査法人への対応

パスコが、会計監査人である監査法人に、本件の詳細な内容を説明したのは2012年(平成24年)4月11日とのことであった。

それ以前においては、パスコから監査法人に対して、本件合意書の提示はなく、取締役会議事録、取締役会資料、稟議書、支払依頼書、上記パスコ作成請求書ドラフトの提示がなされたにとどまり、経理担当者は生産基盤整備のための投資であるとの説明を行っていた。なお、社長は、監査法人に対し、過去及び直近の経営者インタビューにおいて、生産改革を実施している旨の説明を行っていた。

また、パスコは、2012年(平成24年)3月期第2四半期及び第3四半期の四半期レビューに係る社長らによる経営者確認書において、監査法人に重要な全ての資料を提出した旨の確認を行っていたものの、最も重要と考えられる合意書については監査法人に提出していなかった。

さらに、パスコは、相手方との交渉に当たり、パスコの顧問弁護士とは別の弁護士を代理人として選任していたが、当該選任の事実についても監査法人に明らかにしていなかった。

⁶ 企業会計審議会「企業会計原則注解」注1-3

(2) 監査法人の監査手続及び四半期レビュー手続

監査法人は、2011年(平成23年)3月期の期末監査手続として、経営者とのディスカッションや経営管理部長に対する質問書の回答の入手、法務部長に対する訴訟案件等の有無に関する直接のヒアリング、決算留意事項に関するミーティング、取締役会議事録や稟議書の閲覧等を実施するとともに、顧問弁護士に対する訴訟案件に係る確認状の送付を行った。なお、パスコの代理人弁護士との顧問契約が2011年(平成23年)7月まで何らかの理由により締結されていなかったこと、専門家報酬の支払を2011年(平成23年)3月期分通査したが当該弁護士に支払が行われていなかったことから、代理人弁護士に対する弁護士確認状を発送しなかった。

また、監査法人は、2011年(平成23年)3月期第3四半期及び2012年(平成24年)3月期第1、第2及び第3四半期のレビュー手続においては、経営管理部長に対する質問書の回答の入手、法務部長に対する訴訟案件等の有無に関する直接のヒアリング、決算留意事項に関するミーティング、取締役会議事録の閲覧等を実施するとともに、訴訟案件のある弁護士に対して確認状の送付を行った。各四半期においては、訴訟・係争事件等に係る経営陣及び法務部長への照会にもかかわらず、当該係争事件の事実及び本件合意書の存在を知らされていなかったため代理人弁護士に対する弁護士確認状を発送しなかった。

監査法人は、2012年(平成24年)3月期第3四半期においては、分析的手続として固定資産の取得明細(ソフトウェア取得明細を含む)を入手し、重要性に基づき一定以上の金額の固定資産取得について(ソフトウェアも含む)経営管理部担当者に対して質問を実施した。その結果、当該案件に係るソフトウェアの増加は生産基盤を整備するための投資であるとの回答を入手した。

また、監査法人は、2012年(平成24年)3月期期末監査の一環として稟議書・支払依頼書・上記パスコ作成請求書ドラフトを経営管理部担当者より入手し、関連する取締役会議事録を閲覧した結果、入手した資料と経営管理部担当者の質問回答結果の内容は整合していたため異常な変動はないと判断した。なお、監査法人は、経営陣から当該係争事件の事実及び本件合意書の存在を知らされていなかったため、本件合意書は閲覧しなかった。

この点、四半期レビュー手続においては、質問及び分析的手続を踏まえ、四半期連結財務諸表について重要な点において適正に表示していない事項が存在する可能性が高い場合には、関係書類の閲覧を実施するなど、追加的手続を実施することが求められている⁷。監査法人としては、取締役会議事録を始めとする各証憑に投資案件としての記載があり、また、過去から生産改革が経営課題であることを経営者インタビューでヒアリングをしてきたことから、投資案件としての認識に特段の疑義は生じず、か

⁷ 企業会計審議会「四半期レビュー基準」2実施基準(2)適切な追加的手続の実施

つ、訴訟・係争事件等に係る経営陣及び法務部長への照会にもかかわらず、当該係争事件の事実及び本件合意書の存在を知らされていなかったため、追加手続を行っていない。

3 同種事例(事象)の有無

(1) 同種事例の有無に関する調査について

パスコは、本件以外のソフトウェアの不正利用事例の有無について調査を実施し、セコムの子会社においてその手順及び内容の妥当性及び信頼性を検証している。

当委員会は、今回、内部調査報告書に基づき、調査範囲、調査方法及び調査結果について、2012年(平成24年)5月1日に上記調査等を担当するパスコ及びセコムの子会社担当者にヒアリングを実施するとともに、根拠資料の閲覧を通じてパスコの調査範囲、調査方法が妥当であることを確認した。

なお、本件ソフトウェアの不正利用調査のヒアリングの範囲内では、パスコにおけるソフトウェア以外の取引については、本件以外に不適切な証憑作成や、故意あるいは誤認識等による不適切な会計処理や誤計上は認められていない。

(2) 調査結果に関する会計上の判断

上記(1)の結果、会計に重要な影響を与えるような他の不正利用ソフトウェアの存在は確認されていない。

(3) パスコの調査方法

パスコは、コンピューター機器に含まれる導入ソフトウェア一覧情報を取得し、それらのソフトウェアのライセンス状況の確認を行い、不正利用の有無を調査した。

(4) 調査範囲

パスコは、パスコ及びその連結子会社を含むすべてのPC端末及びサーバー機器(以下「コンピューター機器」という。)及びそれらにインストールされているソフトウェア(ライセンスの所有が明らかなソフトウェアを除く)を調査対象とした。

パスコが使用しているコンピューター機器の台数が多く、海外拠点も多いため、パスコは、中間報告までの間においては、優先度の高いコンピューター機器及びソフトウェアを選定し、当該調査を行った。コンピューター機器については、相手方の不正利用ソフトウェアが検出された生産部門を主たる調査対象とし、ソフトウェアについ

て生産部門における主要な生産ソフトウェア(金額的重要性が高く、かつ、使用本数が多いと想定されるソフトウェア)を対象とした。なお、パスコにおいて最終報告までに全調査対象の調査を完了する予定である。

【中間報告時対象コンピューター機器】

区分	①サーバー 機器 (台)	②PC 端末 (台)	③コンピューター 機器計(台) (①+②)	④中間報告時 実施対象 (台)	⑤カバー率 (④/③)
中間報告時対象 (パスコ及び主要子 会社の各生産部門)	246	5,971	6,217	4,587	76.8%
中間報告時対象外 (その他)	0	658	658	0	0%
計	246	6,629	6,875	4,587	66.7%

以 上